

広報 宮城県後期高齢者医療広域連合

第4号

平成20年10月

表紙／平崎沼(登米市)

主な内容

- 制度の見直しについて
- 保険料の減免等について
- 制度に関するQ&A
- 平成20年第2回定例会について
- 平成19年度決算について

制度の見直しについて

長寿医療制度*(後期高齢者医療制度)は、円滑な施行・定着を図るため、制度の見直しが政府・与党において決定されました。

宮城県後期高齢者医療広域連合においても、8月7日に開催された広域連合議会の議決を経て、平成20年度の保険料の軽減措置拡大の実施が正式に決定されました。

※後期高齢者医療制度は、身近で親しみやすいものとするため、通称として、「長寿医療制度」と呼ぶことになりました。

○見直しの主な内容

I 保険料の軽減措置が拡大されました。

これまで、所得の低い方については、世帯の所得の状況に応じて、保険料の軽減措置がありました。今回の見直しにより、さらに拡大されることになりました。
なお、平成20年度については、経過措置となります。

平成20年度の軽減措置

均等割額（被保険者一人当たり同じ額を負担する保険料）が7割軽減に該当する方は、均等割額が一律8.5割軽減になります。既に4月、6月、8月に支給された年金から特別徴収（年金天引き）により保険料を納めた方については、10月以降は保険料が徴収されず、平成20年度全体で8.5割軽減になるように調整します。納付書などにより納めている方も同等の軽減措置を行います。

また、所得割額（所得に応じて負担する保険料）については、所得の低い方（年金収入のみの場合、年額153万円超～211万円以下の方）は、一律に5割軽減されます。

平成21年度以降の軽減措置

7割軽減に該当する方で、同じ世帯内の長寿医療制度の被保険者全員が年金収入のみの場合、年金収入が80万円以下の場合、均等割額の9割が軽減されます。

また、所得割額を負担する方のうち、所得の低い方（年金収入のみの場合、年額153万円超～211万円以下の方）については、所得割額を所得に応じて（2.5～10割）軽減されます。

これらの措置は、現在国から示されているもので、今後、広域連合議会で検討されることとなります。

【年金収入のみの夫婦2人世帯の場合】

夫の年金収入 (妻の年金収入135万円以下)		軽減割合	
		平成20年度	平成21年度
均等割額	0円～ 80万円	8.5割	9割*
	80万円超～168万円		7割
	168万円超～192.5万円	5割	
	192.5万円超～238万円	2割	
所得割額	0円～153万円	負担なし	
	153万円超～168万円	5割	10割
	168万円超～173万円		7.5割
	173万円超～193万円		5割
	193万円超～211万円		2.5割

★妻の収入は80万円以下

※太枠が新たな措置です。平成21年度の軽減割合については、厚生労働省が示した方針です。広域連合では、この方針を基本に対応を検討していく予定です。

問 保険料課

II 「年金天引き」から「口座振替」に切り替えることができるようになりました。

これまで、後期高齢者医療保険料は、原則として年金天引き（特別徴収）により納めていただいていたのですが、次のいずれかの要件を満たす方で、希望される方は、口座振替（普通徴収）により納めていただくことができるようになりました。

①長寿医療制度に加入する直前の過去2年間において、国民健康保険の保険料(税)を滞りなく確実に納めていた方

本人の口座から

②年金収入が180万円未満の方で、世帯主または配偶者の口座から口座振替により納めることができる方

世帯主または配偶者の口座から

口座振替による納付を希望される方は、お住まいの市区町村で手続きをしてください。なお、手続きをしてから実際に口座振替が開始されるまで、2～3カ月程度かかります。

また、世帯主や配偶者名義の口座から口座振替により納めた保険料額は、その口座名義人の方の分の所得税や住民税の社会保険料控除の対象になります。

被用者保険の被扶養者だった方への特例措置について

長寿医療制度に加入する前日に、被用者保険*の被扶養者だった方は、特例措置により、平成20年9月までは保険料を納める必要はありませんでしたが、平成20年10月から平成21年3月までは、半年分の均等割額の1割（1,900円）を納めていただくこととなります。

所得割額	免除	免除
均等割額	免除	9割軽減 1割負担(1,900円)
	▲4月	▲10月

▲3月

*被用者保険とは、協会けんぽ(旧 政府管掌健康保険)や健康保険組合、船員保険、共済組合などです。市町村国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

※この特例措置に該当する方で、7月中に、お住まいの市区町村から送付された「保険料額決定通知書」の「保険料額」の欄が、1,900円になっていない場合は、特例措置が反映されていない可能性があります。

保険料額が**1,900円になっていない方**につきましては、たいへんお手数をお掛けいたしますが、お住まいの市区町村にお申し出ください。

問 保険料課

災害を受けた場合などの後期高齢者医療保険料の減免等について

平成20年6月14日に発生した岩手・宮城内陸地震で被災された方々に心より
お見舞い申し上げます。

火災、水害、地震等の災害により住宅等に損害を受けた場合、損害の程度等に応じて、申請により、後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。

申請期間及び対象保険料

【保険料を納付書または口座振替で納めている方】

災害を受けた日以後、納期限の7日前までに減免申請した場合、当該年度の残りの納期分の保険料が減免対象になります。

【年金天引きされている方】

災害を受けた日以後の年金給付の直近の支払日の7日前までに減免申請した場合、当該年度の残りの納期分の保険料が減免対象になります。

※ただし、すでに保険料の一部または全部が納付されている場合、減免すべき金額によっては、翌年度の保険料も減免対象になる場合があります。

減免の要件

- ①被害にあった住宅または家財の損害金額の価格に対する割合（損害割合）が、10分の3以上であること。
- ②被保険者、被保険者の配偶者及び世帯主の前年の所得金額の合計額が1,000万円以下であること。

※災害を受けたことにより農作物の不作または漁獲物の不漁にあい、減収による損失額が平年の10分の3以上となり、保険料の納付が著しく困難になった場合で、上記②に該当する場合にも減免対象になります。

※損害割合と損失額は、損害金額から保険金・損害賠償等により補てんされる金額を差し引いて計算します。

※損害割合の証明は、市町村が発行する「り災証明書」等により確認させていただくこととなります。

減免申請及び納付相談について

上記の災害のほか、世帯主の死亡、重大な障害、長期入院、廃業・失業等により、その後の所得が激減し前年よりも10分の5以上所得が減少する上記②の被保険者の場合、減免申請ができます。

また、その他の理由で一時的に保険料の納付が困難になった方に対し、お住まいの市区町村で納付相談を実施しているほか、医療機関等の窓口で支払う一部負担金についても、減免等の申請ができる場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

問 保険料課

長寿医療制度に関する質問(Q&A)

Q. 医療費が高額になったのですが、長寿医療制度では、高額療養費の申請はどのようにしたらよいのでしょうか？

A. 長寿医療制度では、1カ月の医療費が高額になると、一定の額（自己負担限度額）を超えた部分が「高額療養費」として戻ります。

はじめて該当するときには、広域連合から申請書を同封したご案内をお送りしますので、お住まいの市区町村で手続きをしてください。

なお、一度手続きをすると*、高額療養費に該当するたびに、最初に登録していただいた「口座」に自動的に振込みを行い、その結果をお知らせします。

※平成20年3月以前の老人保健制度において、既に手続きをされた方は改めて手続きの必要はありません。



所得区分	自己負担限度額(月額)	
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	44,400円	80,100円+α [44,400円]
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

○「+α」は、医療費が267,000円を超えた場合、超過額の1%を追加します。

○[]は、過去12カ月間に3回以上高額療養費に該当した場合の、4回目以降の金額です。

○1カ月とは、1日から月末までの期間のことです。

○長期にわたり継続して著しく高額な治療が必要となる疾病(特定疾病)に係る広域連合の認定を受けた方(人工透析患者等)については、自己負担限度額が10,000円となります。

Q. 最近、よく聞く「後発医薬品(ジェネリック医薬品)」とは何ですか？

A. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、同じ有効成分・効能・効果をもつ医薬品のことです。一般的に、開発費用が安く抑えられることから、先発医薬品に比べて価格が安くなっています。希望されるときは、医師・薬剤師にご相談ください。

1. 先発医薬品より安価で経済的です。

患者の自己負担の軽減につながります。

※価格は品目ごとに様々ですが、先発医薬品の半額以下の薬もあります。



2. 効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。

国では、後発医薬品が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて、欧米と同様の基準で審査を行っています。

※薬の形や色、味は先発医薬品と異なる場合があります。

3. 欧米では、幅広く使用されています。

アメリカ、イギリス、ドイツなどでは、使用されている医療用医薬品の約半分が後発医薬品です。

日本の後発医薬品の普及率は、2割に満たないのが現状です。

問 給付課

定例会が開催されました

平成20年8月7日に、平成20年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。会期は1日間で、広域連合長から8件の議案が、また、広域連合議会議員から2件の議案が提出されました。

広域連合長提出の議案については、活発な質疑・討論が行われ、このうち、第17号議案として提出された議会選出監査委員に、登米市議会選出の八木しみ子議員が選任されました。審議の結果、今定例会に広域連合長から提出された議案は、全て原案どおり可決されました。

また、議員提出の2件の議案については、両議案について討論が行われ、審議の結果、1件が可決されました。

なお、一般質問については、5名の議員が行いました。

次回の議会は、平成21年2月に開催される予定です。

問 議会事務局

広域連合議会議員名簿

市町村名	議員名	市町村名	議員名
石巻市	大槻 幹夫	丸森町	佐藤仁一郎
塩竈市	菊地 進	亘理町	鞠子 幸則
気仙沼市	熊谷 洋一	山元町	後藤 正幸
白石市	沼倉 啓介	松島町	今野 章
名取市	山田龍太郎	七ヶ浜町	歌川 渡
角田市	本田 敏昭	利府町	太田 賢
多賀城市	森 長一郎	大和町	上田 早夫
岩沼市	櫻井 隆	大郷町	大友 敏夫
登米市	八木しみ子	富谷町	佐藤 克彦
栗原市	佐藤 千昭	大衡村	佐々木金彌
東松島市	長谷川 博	色麻町	遠藤 武夫
大崎市	木村 和彦	涌谷町	遠藤 稔雄
蔵王町	松崎 良一	美里町	伊藤 正雄
七ヶ宿町	武蔵 重幸	女川町	阿部 繁
大河原町	秋山 昇	本吉町	佐藤 茂光
村田町	上田万作一	南三陸町	星 喜美男
柴田町	小丸 淳	加美町	近藤 義次
川崎町	小山 修作	仙台市	大泉鉄之助

(平成20年8月7日現在・議席順・敬称略)

平成20年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会定例会 議決結果

第10号	専決処分の承認を求めることについて(平成19年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号))	原案承認
第11号	財政調整基金条例	原案可決
第12号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第13号	宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第14号	平成19年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の認定について	認 定
第15号	平成20年度宮城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)	原案可決
第16号	平成20年度宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
第17号	監査委員の選任の同意を求めることについて	同 意
議第6号	後期高齢者医療制度の円滑な実施に関する意見書	原案可決
議第7号	後期高齢者医療制度へのさらなる国の財政負担を求める意見書	否 決

平成19年度一般会計決算報告

【歳入】

(単位：円)

歳入科目	決算額	主な内容等
分担金及び負担金	418,512,000	市町村負担金
国庫支出金	782,502,028	臨時特例交付金等
繰越金	17,167	前年度繰越金
諸収入	1,777,438	設立準備委員会歳計剰余金等
合計	1,202,808,633	

【歳出】

(単位：円)

歳出科目	決算額	主な内容等
議会費	2,788,607	議員報酬、議会の運営経費等
総務費	368,822,203	派遣職員等負担金、広域連合システム経費等
民生費	782,952,169	臨時特例基金積立金等
予備費	0	
合計	1,154,562,979	

歳入総額 1,202,808,633円

歳出総額 1,154,562,979円

差引額 48,245,654円

○差引額は平成20年度一般会計に繰り越されました。

平成20年度補正予算について

一般会計の主な内容は、平成19年度の決算が確定したことから、決算剰余金の処分として財政調整基金への積立金2,420万円と、広域連合電算システムの業務に必要な機器の導入および運用に係る経費として2,110万円を増額しました。必要な財源は、前年度からの繰越金2,219万2千円と、財政調整基金からの繰入金2,310万8千円としました。これらにより総額は、4億857万9千円になりました。

後期高齢者医療特別会計では、国の制度見直しによる保険料軽減のための措置として、国庫補助金5億9,500万円と、同じく保険料軽減のために使う後期高齢者医療臨時特例基金からの繰入金1億2,092万6千円、合わせて7億1,592万6千円を増額し、同額を市町村負担金から減額することとしました。

問 企画財政課

医療費を大切に使いましょう

医療費の財源は、多くの方々の負担によってまかなわれています。医療費は無駄なく大切に使いましょう。普段のちょっとした心がけで医療費を節約することができます。

- 日頃から健康づくりを心がけましょう
- 年1回健診を受け*、病気の早期発見・早期治療に努めましょう
- 重複受診・多受診をさけましょう

*健診の実施については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

問 給付課

振り込み詐欺にご注意ください

広域連合職員または市町村職員を名乗り、高額療養費の支給等を口実にした詐欺（振り込み詐欺）目的の不審な電話等の事例が発生しています。下記の点をご確認いただき、振り込み詐欺には十分ご注意ください。

- 1 広域連合および市町村は、長寿医療制度に関する保険料の還付や高額療養費の支給についての連絡は、原則として文書で行います。
- 2 保険料の還付や高額療養費の受け取りのため、金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
- 3 金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。

このような不審な電話があった場合は、広域連合またはお住まいの市区町村にお問い合わせください。

問 企画財政課

平成20年度のスケジュール

平成20年

- 4月 ・長寿医療制度施行
・仮徴収額決定通知書の送付
(特別徴収の方のみ対象)
- 7月 ・保険料額決定通知書の送付
- 8月 ・広域連合議会定例会
- 8月
↓
9月 ・保険料額変更決定通知書の送付
(対象者のみ)

平成21年

- 2月 ・広域連合議会定例会

保健事業（健康診査）

各市町村によって、実施時期が異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

〈市区町村お問い合わせ先〉

仙台市	保険年金課	022-214-8173
青葉区役所	保険年金課	022-225-7211
宮城野区役所	保険年金課	022-291-2111
若林区役所	保険年金課	022-282-1111
太白区役所	保険年金課	022-247-1111
泉区役所	保険年金課	022-372-3111
石巻市	保険年金課	0225-95-1111
塩竈市	保険年金課	022-364-1111
気仙沼市	保険課	0226-22-6600
白石市	健康推進課	0224-22-1362
名取市	保険年金課	022-384-2111
角田市	保険年金課	0224-63-2117
多賀城市	国保年金課	022-368-1141
岩沼市	健康増進課	0223-22-1111
登米市	国保年金課	0220-58-2166
栗原市	健康推進課	0228-42-1129
東松島市	国保健康課	0225-82-1111
大崎市	保険給付課	0229-23-6051
蔵王町	町民税務課	0224-33-3001
七ヶ宿町	保健福祉課	0224-37-2114
大河原町	町民生活課	0224-53-2114
村田町	町民生活課	0224-83-6401
柴田町	町民環境課	0224-55-2114
川崎町	保健福祉課	0224-84-6008
丸森町	保健福祉課	0224-72-3014
亘理町	保健福祉課	0223-34-0501
山元町	保健福祉課	0223-37-1113
松島町	町民福祉課	022-354-5705
七ヶ浜町	町民課	022-357-7446
利府町	生活環境課	022-767-2118
大和町	町民課	022-345-1117
大郷町	町民福祉課	022-359-5504
富谷町	長寿福祉課	022-358-0513
大衡村	住民税務課	022-345-5111
色麻町	福祉課	0229-66-1700
加美町	保健福祉課	0229-63-7872
涌谷町	町民税務課	0229-43-2113
美里町	町民生活課	0229-33-2114
女川町	健康福祉課	0225-54-3131
本吉町	町民税務課	0226-42-2600
南三陸町	町民税務課	0226-46-1373

〈お問い合わせ先〉

宮城県後期高齢者医療広域連合事務局

〒980-0011

宮城県仙台市青葉区上杉一丁目2-3

総務課

(議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局)

企画財政課、会計課

TEL 022-266-1026

電算課、保険料課、給付課

TEL 022-266-1021

FAX 022-266-1031

URL : <http://www.miyagi-kouiki.jp>